

福谷	<p>市民ネットワーク・無所属の会の福谷章子と申します。会派を代表いたしまして質疑を行います。</p> <p>まず、議案第187号・一般会計補正予算のうちの土地開発公社について、議案第200号・千葉市土地開発公社の解散について、議案第201号・第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について伺います。</p> <p>先ほども2名の大先輩がこれに関して質問をされておりましたが、土地開発公社のその歴史の推移をずっと見つめてこられた大先輩の質問に聞き入っておりました。議会も一定の意思決定を行うという形で関与ができたこの議案について審議を深めていきたいと思えます。</p> <p>まず、これらの議案は土地開発公社を解散することを認め、第三セクター等改革推進債の起債許可申請を認めるための一連の議案で、今回これらを議決することによって次の債権放棄につながるものです。したがって、この選択をすることが市民にとってこの方法がよりよいのかどうか、また、ここに至った経緯について明らかにする必要があると考えます。</p> <p>そこで、まず過去に買い戻した土地について伺います。</p> <p>これまで公社が市にかわって先行取得した土地が約70万平方メートル、924億円、このうち約66万平方メートル、828億円を買い戻したとのこと。買い戻した土地の中で、これまで用途変更がなされたもの、事業のおくれ等で空き地のまま、あるいは暫定利用となっている土地はどのくらいあるのか、まず伺います。</p>
財政局長	<p>議案第187号、第200号及び第201号についてお答えします。</p> <p>公社から買い戻した土地についてですが、基本的には買い戻し時の用途により使用されております。また、公社から買い戻し後に暫定利用となっている土地ですが、椿森5丁目公園事業用地が現在空き地となっており、弁天地区複合施設整備事業用地を現在は駐車場として暫定利用をしております。</p>
福谷	<p>それでは、その弁天地区の土地は駅に近く、まちづくりを先導する土地との判断から土地開発公社に先行取得を依頼したものと聞いております。現在、有効活用を検討中であると聞いておりますが、どのようになっているのか、伺います。</p>
総合政策局長	<p>弁天地区の土地の検討についてですが、当該土地を1事例として中心市街地内の未利用公有地の有効活用をテーマに千葉大学と共同研究を行っており、現在、弁天地区の特性の把握や地域が抱える課題等について、小学校や地元自治会に対するヒアリングのほか、駅周辺で土地を有効活用している他都市の事例について調査、研究を行っております。</p>
福谷	<p>それでは、次に公社が保有している19件の約4万6,000平米の土地について伺います。この土地の現状はどのような状況なのか、お聞かせください。</p>
財政局長	<p>公社が保有する土地の現状ですが、全体の4分の1に当たる約1万300平方メートルにつきましては、土地の有効活用を図るため駐車場等として貸し付けを行っているほか、一部花壇として市民の利用に供しているものもございます。</p>
福谷	<p>提出された資料をみますと、現在残っているものには、昭和57年に取得した仮称寒川第二小学校建設用地など、平成4年の土地開発公社設立以前からのものもあり、保有が極めて長期化している物件が多い状況です。活用が決まっていない弁天地区を初め、本当に買う必要があったのか、購入は適正であったのかの検証やそれから長期保有の理由について示すべきと考えます。審議するに当たり19件のそれぞれの土地に関して取得の経緯、なぜ長期保有となったのか、現状での事業化に関しての検討状況などの情報を提示すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。</p>
財政局長	<p>それぞれの土地の取得経緯や現在の取得状況、そのまた理由につきましては、できる限り説明をしてまいりたいと考えております。</p>
福谷	<p>事業化が難しいものも残っていますが、市が取得した後、活用と管理に関してはどのように考えているのか、当初の事業目的で活用しないことになった場合、有効活用に関して売却も含め、外部を含む活用検討組織を立ち上げて検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。</p>
財政局長	<p>市が取得後の土地の活用や管理等についてですが、それぞれの取得目的に従って事業化するのが基本であると考えておりますが、社会情勢の変化などから事業化が困難である場合には、必要に応じ、さまざまな意見をお聞きしながら他の用途に変更するなど、有効活用を図ってまいります。なお、活用検討組織の立ち上げについては、現在検討しております資産の利活用を統括する組織において検討してまいります。</p>

福谷	その検討の結果、例えば資産の処分で収入があった場合、第三セクター等改革推進債の繰上償還の財源とするなどの適切な措置を講ずることとなっておりますが、どのように考えているのか、伺います。
財政局長	最終的に市として活用が見込みがなく売却した場合ですが、売却収入は第三セクター等改革推進債の償還元金に充当することとし、仮に余った場合は市債管理基金に積み立てるなど、適切に管理してまいります。
福谷	それでは、第三セクター等改革推進債の起債の効果について伺います。 当初の27年度までに公社解散という計画を繰り上げて今回三セク債を活用するとのことですが、そのメリットについてお聞かせください
財政局長	三セク債の効果について、27年度解散に向けて買い戻しを進めた場合に比べ三セク債を活用するメリット等については、買い戻しによる場合には、買い戻しまでの間に公社借入金から発生する利息は簿価、すなわち買い戻し額に加算されるため、買い戻しの財源となる事業債の元金が膨らんでいくことになります。また、現在の金利水準は極めて低いため、買い戻しまでの間の金利上昇リスクがございます。一方、三セク債を活用して早期に解散する場合には、公社準備金、現在公社が保有しております準備金約3億円を金融機関に償還できるため、三セク債の元金自体を低く抑えることができることに加え、現在の低金利で債務が固定化できることから、財政的なメリットが大きいものと考えております。
福谷	元金を低く抑えられること、それから利息が低額になることは理解できます。そうしましたら、三セク債を発行した場合、健全化判断比率にはどのように影響するのか、伺います。
財政局長	三セク債を発行した場合、四つの健全化判断比率のうち影響があるのは実質公債費比率だけで、償還期間20年として一定の条件で算定いたしますと、今後市の財政状況が税収も伸びず、規模も拡大しないなど、現状のまま推移した場合、比率を0.6ポイント押し上げ、平成27年度のピーク時に24.6%程度になることが見込まれております。
福谷	本年10月に、平成22年度から新基本計画最終年度である33年度までの公債費負担適正化計画が示されました。ここでの実質公債費比率が、平成27年度24.0%が0.6ポイント上がり、24.6%となる見込みとのこと。この適正化計画への影響も含め、今後の財政指標への長期的な影響についての想定値をきちんと示し、今回の対処が最善の方法であるかどうかの説明を尽くすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。
財政局長	三セク債の発行に伴う市財政への影響や効果などにつきましては、可能な限りさまざまな想定をいたしまして算定結果をお示ししたものと考えております。
福谷	今後、三セク債をほかの法人などの解散及び再生に活用する考えはあるかどうか、伺います。
財政局長	今後、他の法人への三セク債の活用については、現在のところ想定はしておりません。
福谷	次に、土地の価格及び債権放棄について伺います。 土地の時価額についてですが、先ほどこの間4分の1で約22億円との説明を伺いました。そうすると、それは現在評価中とのことですが、正確なものは一体いつになったらわかるのか、伺います。
財政局長	現在、本市の財産評価委員会において評価を行っているところでございまして、早ければ今月下旬にその結果が示される予定でございまして。
福谷	それでは、それに関連しまして情報の開示について伺いたいと思います。 債権放棄額が約100億円との報道がありました。先ほど聞いておりましたら103億円とのことですが、市民に大きな負担を強いることとなる今回のこの3件の議案は、時価がお答えのように約22億円ということです。この103億円の債権放棄という重い判断につながる問題です。時価に関して今回の議会に間に合わせて示し、判断を求めるべきであったと考えますが、見解を伺います。
財政局長	ただいま申し上げましたように、時価につきましてはまず公社で鑑定評価委託を行っております。その鑑定評価委託をもとに本市の財産評価委員会にてその内容を評価、決定することとなっておりますので、現在その作業をしているところでございまして、今回の議会にはお出しすることはできませんでした。来年第1回定例会におきまして債権放棄の議案を提出するまでに必要な書類をできる限りそろえまして、市民の皆様、また議会の皆様方にわかりやすく資料を提供してまいりたいと考えております。
福谷	今後、議会に対してもですが、市民への丁寧な説明と情報の開示が本当に必要であると感じます。債権放棄に至る経緯、また特に土地に関しても取得時、その後活用できなかった経緯、現状、今後の活

	用方策など、開示が必要であります、今後どのように行うのか、伺います。
財政局長	土地の取得目的、取得の状況、また、現在の保有に至った経緯につきまして、また公社解散の必要性につきましても、できる限り市民の皆様にご理解をいただけるよう資料を提供してまいりたいと考えております。
福谷	<p>それでは、それはぜひともよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>次に、議案第 187 号・産業廃棄物不法投棄残存事案対策について伺います。</p> <p>これは、緑区平川町に放置された約 4 万 6,000 立米の廃棄物を行政代執行により除去するために、補正予算により債務負担行為を設定するものです。</p> <p>そこで、まず基金について伺います。</p> <p>財団法人産業廃棄物処理事業振興財団の基金の設置目的について伺います。</p>
環境局長	<p>議案第 187 号・平成 22 年度一般会計補正予算のうち、産業廃棄物不法投棄等残存事案対策についてお答えします。</p> <p>基金の設置目的についてですが、産業廃棄物の不法投棄等に対する対策強化の一環として、都道府県等が行政代執行により生活環境保全上の支障除去等の措置を行うための基金が平成 9 年の廃棄物処理法改正により制度化されたものです。</p>
福谷	それはどのようなことに使われてきたのか、お聞かせください。
環境局長	どのように使われてきたのかですが、基金による支援は平成 11 年度から開始されており、平成 20 年度末で 67 事案あります。支援件数は硫酸ピッチに関する議案が最も多く 50 件、混合廃棄物 9 事案、廃プラ等 8 事案となっております。
福谷	今回の事例が該当するに至った経緯についてお聞かせください。
環境局長	今回の事案が該当に至った経緯ですが、基金の支援が必要とされる事案は千葉市の事案を含め全国で 16 事案あり、支援対象事案の優先順位づけや支援額の絞り込みを行うためのヒアリングを経て優先順位の高い支援の対象候補とされたものです。
福谷	<p>余り名誉な対象候補ではありませんが、次にその責任の所在について伺いたいと思います。行政代執行に至った責任についてです。</p> <p>まず行為者、それから排出事業者、それから運搬事業者、市とそれぞれの関係者がいると思いますが、それぞれの責任について、まず明確にお示しください。</p>
環境局長	<p>まず行為者の責任についてですが、廃棄物を不適正に処理し、保管量の基準を超えたことであります。排出事業者については、適正処理を行うための処理委託基準を遵守し、適正に処理されたことの確認を怠ったことであります。運搬事業者については、収集運搬する上で適正に運搬する責任があります。また、市の責任については迅速で厳正な指導がとれなかったことであります。</p>
福谷	行為者である千葉福祉建設公社に対しては経費を求償していくと聞いておりますが、その可能性について伺います。
環境局長	為者への求償の可能性についてですが、行政代執行に要した費用については、行為者に対し求償してまいります。現在把握している行為者の資産については、当該土地を除き抵当権が設定されているなど厳しい状況にありますが、粘り強く求償してまいります。
福谷	かかわっている排出事業者はどのくらいいたのか。そして、その中で自主撤去を行っている事業者はどのくらいなのか。また、自主撤去に応じない排出事業者にはどのような対応をしていくのか、伺います。
環境局長	排出事業者の数と自主撤去を行っている事業者及び撤去に応じない事業者への対応についてですが、排出事業者は約 290 社です。そのうち、現在までに自主撤去を行った事業者は 7 社で、5 社が撤去予定となっております。今後も引き続き自主撤去を要請してまいります。自主撤去に応じない排出事業者に対しては措置命令を発出し、撤去を求めてまいります。
福谷	<p>それでは、今後についてさらに伺います。</p> <p>廃棄物の撤去後、現地の管理はどこの行うのか。そしてまた、管理がなされていることを市としてはどのように監督するのか、お聞かせください。</p>
環境局長	撤去後の管理と市の監督についてですが、代執行後は行為者である土地所有者に管理を求めることとなりますが、市は当該地の監視指導の一環としてガスの測定やのり面等の点検を定期的に行っていくこととなります。
福谷	今回のこの事件の一連の経過において、市の産業廃棄物処理行政において改善されたこと、また、今

	後に向けての体制についてはどうなるのか、伺います。
環境局長	市の産業廃棄物処理行政において改善されたこと及び今後の体制についてですが、不適正処理等の通報があった場合は即座に現地調査を行うとともに、毅然とした態度で指導を行い、市、関係機関との連携も密接に行っております。また、平成 18 年 4 月から監視指導室を設け、さらに千葉県警察本部から派遣されている警察職員を今年度より 1 名増員し、2 名体制とするとともに、各警察署と連携を図り、監視指導体制を強化しております。
福谷	次に、議案第 194 号・千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例の制定について伺います。 この議案は、美しいまちづくりを推進し、快適な都市環境を確保することを目的として平成 10 年に制定した千葉市空き缶等の散乱の防止に関する条例と歩行者等の身体及び財産の安全を確保し、もって市民の安全な生活環境の向上に資することを目的として平成 16 年に制定した千葉市路上喫煙等の防止に関する条例、この 2 本を統合した条例を制定するものです。 そこで伺いますが、現行のこの二つの条例が制定された後、路上喫煙と、それからポイ捨ての状況はどのように変わったのか、その推移について伺います。
環境局長	議案第 194 号・千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例の制定についてお答えします。 現行条例制定後の路上喫煙等の状況の推移についてですが、1 時間当たりの通行者に占める路上喫煙者の割合は、条例施行した平成 16 年度で 1.79%、17 年度で 0.97%、順次 0.57%、0.18%、0.14%、21 年度で 0.16%となっております。また、散乱ごみの数の推移については、条例制定前の散乱ごみの数を 100%とした場合、条例制定後、平成 10 年度で 54.1%、直近の 5 年間では 17 年度が 18.4%、順次 18.1%、19.0%、26.8%、21 年度が 17.4%となっております。 このように、条例制定により一定の効果は認められますが、路上喫煙等の指導件数は年間約 1 万 1,000 件に上り、また、ポイ捨て行為が後を絶たないのが実情であります。
福谷	今、伺いますと、路上喫煙もポイ捨ても減少しているにもかかわらず、路上喫煙は間接罰から直接罰にするとのこと、また、ポイ捨てについては罰金から過料にするとのことですが、その変更の理由と、それから両者の違いは何か、伺います。
環境局長	路上喫煙の罰則を間接罰から直接罰にする理由と両者の違いについてですが、間接罰は措置命令に違反した場合に罰則適用があるのに対し、直接罰では違反行為があれば直ちに適用することとなります。直接罰に変更することにより、違反者に対し、迅速かつ効果的な対応が可能となり、抑止力も強化できます。 ポイ捨ての罰則を罰金から過料にする理由、それと両者の違いについてですが、罰金は刑罰であり、警察への告発等を経て、最終的には裁判所で決定が下されることとなりますが、過料は行政罰であり、自治体の権限で科すことができます。過料へ変更することで違反者に対し、迅速かつ効果的な対応が可能となります。
福谷	この二つの条例を統合することにしたその理由、それからメリット、デメリットは何でしょうか、お聞かせください。
環境局長	条例を統合する理由についてですが、これまで個々の条例に基づき、対策を講じてきた路上喫煙等及びポイ捨て対策をさらに強化するとともに、一体的な運用を行うため両条例を統合するものです。 メリットについてですが、散乱ごみの約 7 割がたばこの吸い殻であり、路上喫煙等とポイ捨てに因果関係があることから、一体的な運用により、市民等に路上喫煙等及びポイ捨て禁止を一層アピールすることができます。また、共用の看板等の設置ができるほか、キャンペーン等の啓発事業や巡視活動を一体的に取り組むことで予算や運用面で効率化を図ることができるものと考えております。デメリットは特にありません。
福谷	デメリットはないとのことですが、直接その場で過料とすることから市民とのトラブルなど予測されますので、そういう認識は持っていただきたいなというふうに思います。 ほかの政令市における同様な条例の制定状況、また、特に直接罰を科している自治体はどのくらいあるのか、お聞かせください。
環境局長	他政令市における同様な条例制定状況と直接罰を科している自治体数ですが、路上喫煙等とポイ捨て対策を含む条例を 1 条例で制定している政令市は 12 市あり、このうち直接罰を科している市が 10 市であります。

福谷	次に、巡視員の体制の強化についてはどのようにしていくのか、伺います。
環境局長	現行の巡視体制は2人組4班の8人体制としておりますが、ポイ捨ての取り締まりをあわせて行うとともに、路上喫煙等やポイ捨て行為者から過料徴収を行うほか、新たにJR蘇我駅周辺地区を取り締まり地区に追加するため、3人組4班の12人体制へ拡充したいと考えております。
福谷	直接罰を科すのであれば、この条例を市民に十分周知し、その区域が禁止区域だということをだれにもわかるような工夫が必要ですが、どのようなことを予定しているか、伺います。
環境局長	取り締まり地区であることがだれにでもわかるような工夫についてですが、市政だよりや市ホームページへの記事掲載や主要駅前でのキャンペーン活動を行うほか、看板や路上標示の増設、そのデザインを工夫し、周知を図ってまいります。
福谷	今回新たに蘇我駅周辺地区を加えて4カ所が禁止区域となるわけですが、路上喫煙禁止区域指定の手續、また、区域の変更や拡大についてはどのようになるのでしょうか。
環境局長	取り締まり地区の指定の手續についてですが、取り締まり地区を指定する場合は、条例案第8条第2項に基づき、規則で定める事項を告示することとしております。 次に、取り締まり地区の区域変更拡大の取り扱いについてですが、乗降客数、路上喫煙等及びポイ捨ての状況、市民要望、巡視体制の整備などを総合的に考慮しながら今後検討してまいります。
福谷	この条例の目的の美しいまちづくりを目指す、そういう条例であれば、ごみを捨てにくい環境づくりやそれからきれいにしようという市民の動機づけが必要であると思います。例えば、違法看板の撤去や指導、花を植えて美しい景観の駅前にする、またJTや自動販売機の設置者への働きかけをするなど、罰則と並行した取り組みが必要と考えますが、いかがでしょうか。
環境局長	罰則と並行したその他の取り組みについてですが、引き続き、清掃ボランティア活動を行う方々への清掃用具の支援を行うとともに、関係部局との連携を図り、駅周辺の美しいまちづくりを推進してまいります。また、条例案の規定に基づき、関係事業者に市が実施する施策への協力を要請することにつきましては、今後、具体的な内容を検討していきたいと考えております。
福谷	以上伺いました。それで、即座に過料するというところで市民とのトラブルだとか周知だとか、そのあたりはやはりまだ気になるところです。広島市に先日行ってきましたら、その巡視員の方が非常に目立ってたちをして、遠くからでも、あ、そこに巡視員の方がいるんだなというのがわかるようなアピールの方法で取り組んでおられました。それは抑止力という意味では、私は罰金を取るよりも非常に効果があるんじゃないかというふうに思いました。そんなこともあわせながら工夫してやるべきではないかと考えますが、今後、ただいま取り上げました議案も含めまして、これがよいかどうか、あすの常任委員会で精査をしてみたいと思います。 以上で、質疑を終わります。